

日本学術振興会 研究拠点形成事業

JSPS Core-to-Core Program

平成 31 年度(2019 年度)分 募集要項

平成 30 年7月

独立行政法人 日本学術振興会

I 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science: JSPS) は、我が国において先端かつ国際的に重要と認められる研究課題、または地域における諸課題解決に資する研究課題について、我が国と世界各国の研究教育拠点機関(以下、「拠点機関」といいます。)をつなぐ持続的な協力関係を確立することにより、当該分野において世界的水準または地域における中核的な研究交流拠点の構築とともに、次世代の中核を担う若手研究者の育成を目的として研究拠点形成事業を実施します。本事業においては、我が国と交流相手国の拠点機関同士の協力関係に基づく双方向交流として、「共同研究」、「セミナー」、「研究者交流」を効果的に組み合わせて実施するものとします。

なお、本事業による支援期間終了後も、拠点機関においては、当該分野における中核的な国際研究交流拠点として継続的な活動を実施することが期待されています。

II 募集する事業内容

- A. 先端拠点形成型 (英語名: Advanced Research Networks)
- B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 (英語名: Asia-Africa Science Platforms)

III 申請資格

- ① 科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第 2 条に規定されている研究機関(※)で、研究費、研究施設・設備、人員を十分に備えており、拠点機関として組織的な実施体制が取れる機関又はその部局。

※科学研究費補助金取扱規程(文部省告示)第 2 条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

- ② 本事業による交流実施の中心となる役割を担う拠点機関にはコーディネーターを1名置きます。コーディネーターは、拠点機関に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者とします。

ただし、所属機関において、研究環境(研究室・設備・人員)の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者(文部科学省所管の科学研究費助成事業の応募資格は必要)でも可能です。

なお、コーディネーターは、交流計画の遂行に関して重要な役割を担っています。従って、事業実施期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなるが見込まれる場合、コーディネーターとなることは避けて下さい。

IV 申請受付期間

平成 30 年9月5日(水)～10月1日(月)17:00【厳守】

※ 所属機関ごとに機関内での締切日が異なりますので、注意してください。

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)」により申請を受け付けます。詳細は「VI 申請手続」を参照してください。

V 事業内容の詳細

A. 先端拠点形成型

1 対象となる研究

我が国において先端的かつ国際的に重要と認められる研究課題

2 対象国

我が国と国交のある2か国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う)以上を主たる相手国とします。

3 事業実施期間

平成 31(2019)年4月開始 最長5年間(平成 31(2019)年4月～平成 36(2024)年3月)

4 本会支給経費(予定)

(1) 支給額

1件あたり 1800 万円以内/会計年度

※ 採択後、交流相手国・交流規模等により支給額が決定されます。

(2) 支給経費の内訳

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金、その他

(3) 支給方法等

① 課題の実施に要する業務について、拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

5 採択予定件数

8件程度

6 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査を経て、採択予定件数の2倍程度の採択候補課題を対象に、同委員会において平成31(2019)年1月(予定)に申請機関の事務担当者も含めたヒアリングを必要に応じて実施します(実施の詳細については、対象機関にのみ別途通知します)。

その後、本会において採否を決定し、平成31(2019)年2月中旬(予定)に申請機関長あてに通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「研究拠点形成事業」ウェブサイト上の「書面審査について」の項目を確認してください。【URL】https://www.jsps.go.jp/j-c2c/boshuu_shinsei.html

(2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

・不採択A(不採択の中で上位)

- ・不採択B(不採択の中で中位)
- ・不採択C(不採択の中で下位)

(3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

7 審査方針

以下の観点から審査を行います。

① 【先端性・重要性】

- ・当該学術分野において先端的と認められる研究課題であるか。
- ・相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・日本側拠点機関及び相手国拠点機関の交流により世界的水準の国際研究交流拠点となりうるような学術的価値の高い成果が期待できるか。
- ・これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

② 【若手研究者育成への貢献】

- ・若手研究者が身につけるべき能力・資質等の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③ 【日本側実施体制】

- ・日本側拠点機関において、世界的水準の研究交流拠点形成の計画が、当該機関の研究交流活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えており、かつ日本国内の他機関の研究者からの協力が適切に計画されているか。
- ・国際研究交流拠点の形成に向けて、適切な研究者が適切な規模で日本側に参加しているか。
- ・経費支給期間の終了後も国際研究交流拠点として継続的な活動が期待できるか。

④ 【相手国拠点機関とのネットワークの構築】

- ・拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・大学間交流協定を締結するなど、相手国拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・世界的水準の国際研究交流拠点を日本に構築する構想が明確であり、相手国拠点機関とも将来にわたって協力関係の持続的な発展が見込まれるか。
- ・相手国拠点機関はすべて、機関として継続的に交流を実施できる参加者の規模を備えているか(注記:相手国拠点機関の参加者がコーディネーター1人だけの場合は、拠点としてふさわしくない)。

⑤ 【研究交流計画の妥当性】

- ・相手国コーディネーター及び研究機関との事前交渉が明確に行われており、事業の目標

達成に向けた計画が具体的で、かつ実現性の高い内容となっているか。

- ・研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。
- ・相手国のマッチングファンドの獲得見込みについて必要な情報を得ているか。

なお、採択にあたっては、課題間における国・地域バランスにも配慮することとします。

8 留意事項

- (1) 我が国と複数国との間で実施される多国間交流とします。
- (2) 本事業は、我が国と相手国の拠点機関を中核として、協力機関、協力研究者のネットワークにより実施される交流であり、本会と相手国の学術振興機関等との共同支援により、大規模かつ長期間(最長5年間)実施するものです。支援期間を通じて、相手国側の学術振興機関等からのマッチングファンド(相手国側拠点機関に対する研究助成)を得ていることが必要です(会計年度による時期の不一致は問題となりません)。すべての相手国側拠点機関に、十分なマッチングファンドが必要であることに留意してください。マッチングファンドとは、相手国側拠点機関が本研究課題に使用できる研究交流経費のことです。相手国拠点機関とは対等な費用分担となるようにしてください。費用分担方法については、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参照ください。

マッチングファンドが不十分な申請や相手国の支援を主目的としている申請は、本事業の対象とはなりません。申請時点でマッチングファンドが確約されていなくても申請は可能ですが、採択決定後に、相手国拠点機関がマッチングファンドを獲得しているかどうかの確認書類を提出していただきます。

マッチングファンドの詳細については、以下のウェブサイト「FAQ」をご参照ください。
【URL】 <https://www.jsps.go.jp/j-c2c/faq.html#p18>
- (3) 事業実施3年度目に中間評価、事業の支援期間終了後に事後評価を、それぞれ本会国際事業委員会において実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。なお、中間評価の結果は、次年度以降の経費配分に反映されます。
- (4) その他の申請に当たっての留意事項については、VIIをご覧ください。

B. アジア・アフリカ学術基盤形成型

1 対象となる研究

アジア・アフリカ地域に特有、又は同地域で特に重要と認められる研究課題であり、かつ、我が国が重点的に研究することが有意義と認められるもの

2 対象国

我が国と国交のあるアジア・アフリカ諸国2カ国(台湾及びパレスチナについては、これに準じて取り扱う)以上を主たる相手国とします。ただし、中国、韓国、シンガポール、台湾については、相手国側研究者が十分にマッチングファンドを用意できることが見込まれる国とみなされるため、当該国のみを相手国とする多国間交流については本事業の対象外とします。(それらの国との交流については本事業のA. 先端拠点形成型に申請してください。)

3 事業実施期間

平成 31(2019)年4月開始 最長3年間(平成 31(2019)年4月～平成 34(2022)年3月)

4 本会支給経費(予定)

(1) 支給額

1件あたり 800 万円以内/会計年度

※ 採択後、交流相手国・交流規模等により支給額が決定されます。

(2) 支給経費の内訳

外国旅費、国内旅費、物品費、謝金、その他

(3) 支給方法等

① 課題の実施に要する業務について、拠点機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 資金の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参照してください。

5 採択予定件数

10 件程度

6 選考及び結果の通知

(1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査、及び同委員会による合議審査を実施します。その後、本会において採否を決定し、平成31(2019)年1月(予定)に申請機関長あてに通知します。

本事業では1件の申請について、6人の書面審査員により書面審査が行われます。審査の詳細については、本会「研究拠点形成事業」ウェブサイト上の「書面審査について」の項目を確認してください。【URL】https://www.jsps.go.jp/j-c2c/boshuu_shinsei.html

(2) 不採択となった課題については、審査におけるおおよその位置づけを以下の区分によって文書で申請機関長あてに通知します。

- ・不採択A(不採択の中で上位)
- ・不採択B(不採択の中で中位)
- ・不採択C(不採択の中で下位)

(3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

7 審査方針

以下の観点から審査を行います。

① 【重要性・必要性】

- ・アジア・アフリカ地域に特有、又は同地域において特に重要と認められる研究課題であり、かつ、我が国が重点的に研究することが有意義と認められる研究課題であるか。
- ・日本側拠点機関が主導的役割を果たし、相手国拠点機関と研究交流を行う必要性・重要性が明確であるか。
- ・日本側拠点機関及び相手国拠点機関の交流により、学術的価値の高い成果が期待できるか。
- ・これまでの国際研究交流活動及び研究実績を活かし、それを発展的に展開するものであるか。

② 【若手研究者育成への貢献】

- ・若手研究者が身につけるべき能力・資質等の向上に資する育成プログラムが考慮されているか。

③ 【日本側実施体制】

- ・日本側拠点機関において、中核的研究拠点形成の計画が、当該機関の研究交流活動上、戦略的に位置づけられているか。
- ・日本側拠点機関は、機関として継続的に交流を実施する体制を整えているか。
- ・中核的研究拠点の形成に向けて、適切な研究者が適切な規模で日本側に参加しているか。
- ・経費支給期間の終了後も、当該分野の中核的研究拠点として継続的な活動が期待できるか。

④ 【相手国拠点機関とのネットワークの構築】

- ・拠点機関の組み合わせは、研究交流を継続的に実現できるものであるか。
- ・大学間交流協定を締結するなど、相手国拠点機関との研究交流の準備が十分に整っているか。
- ・当該分野における中核的研究拠点として、将来にわたって協力関係の持続的な発展が期待できるか。

⑤ 【研究交流計画の妥当性】

- ・相手国コーディネーター及び研究機関との事前交渉が明確に行われており、事業の目標達成に向けた計画が具体的で、かつ実現性の高い内容となっているか。
- ・研究交流計画は、経費及び交流規模の面で合理的であるか。

8 留意事項

- (1) 本事業は、我が国と複数国との拠点機関を中核として、協力機関、協力研究者のネットワークにより実施される交流であり、3年間以内で実施するものです。
- (2) 本事業においては、相手国側の学術振興機関等からのマッチングファンド(相手国側拠点機関に対する研究助成)は必須としません。(相手国側拠点機関に対する研究助成がある場合には、申請書の所定の欄に記入してください。)

VI 申請手続

申請は、電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は、電子申請システムの案内ページ(http://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者用 ID を取得している場合、あらためて所属機関に対して ID・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

VII 申請に当たっての留意事項

- (1) 本事業により経費の支給を受けることができる参加者の範囲(本交流の参加者の範囲)は以下のとおりです。下記の範囲は、我が国、相手国及び相手国以外からの参加者のすべてに適用するものとします。
 - ①大学等学術研究機関に在籍する研究者(我が国の参加研究者については文部科学省所管の科学研究費補助金に申請できる者)
 - ②大学等学術研究機関において研究に従事するポスドク
 - ③大学等学術研究機関に在籍する大学院博士課程及び修士課程学生
- (2) 相手国拠点機関は 1 か国につき 1 拠点とします。(相手国内のその他の機関は協力機関とします。)
- (3) 本事業により支給される経費は、我が国と相手国(複数国)の拠点機関の間で実施される交流に対するものであり、日本側研究者によるフィールドワークのみを目的として相手国へ赴くための経費等を援助するものではありません。
- (4) 相手国以外の研究者についても、協力研究者として若干名に限り参加することは可能です。その場合の経費の取扱いについては、別紙1「研究拠点形成事業 経費の取扱いについて」を参

照してください。

- (5) 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等(研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。)として事業を実施している研究者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については、別紙2「事業の重複制限一覧表」でご確認ください。

この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採択後、他事業で採択されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんので、ご留意ください。

また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間に研究代表者等の変更を行うことは認められません。

さらに、A. 先端拠点形成型とB. アジア・アフリカ学術基盤形成型の両方においてコーディネーターを重複して務めることはできません。

- (6) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがあるコーディネーターは、その事業の成果(見込み)と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

- (7) 申請機関が他制度で機関支援型事業の助成を受けている(または見込みの場合、すべて記入の上、今回申請する事業との関連性があるときにはそれを明確にしてください。他制度で既に支援を受けている活動に対して、本事業により重複して支援することは行いません。

Ⅷ 採択決定後の手続

拠点機関長宛てに実施に必要な諸手続を通知するとともに、実施計画書等の様式を送付しますので、所定の期日までに必要書類を提出してください。

Ⅸ 拠点機関等の義務

ウェブサイトを開設し、経費支援期間中及び終了後も積極的に情報を公開してください。また、本事業の実施により生じた成果に関する諸権利について本会は関与しませんが、成果発表に際しては本事業名を謝辞等に記載し、本事業の支援を受けたことを必ず明記してください。

Ⅹ 不正使用等に対する措置、不正行為(特定不正行為を含む)に対する措置、研究倫理教育教材の履修義務、個人情報の取扱い等について

- (1) 不正等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や 研究活動における特定不正行為(捏造、改ざん、盗用

等)等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合は、採択決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙3(「研究資金の適正な使用等について」)をご参照ください。

(2) 不正行為(特定不正行為を含む)に対する措置

① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、受託機関は、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、事業開始までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成31年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.e-rad.go.jp/>

③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(ア) 研究活動における特定不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究活動において特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から*2)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展へ	1～2年	

	の影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
--	-----------------------------------

※2 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本制度への申請及び参加資格を制限します。

(イ) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(3) 研究倫理教育教材の履修義務

本事業への研究課題に参加する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])、APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan 等)の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、コーディネーターの所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

(4) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、拠点機関名、コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側コーディネーター及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属

機関名、研究課題名、予算額、実施期間、年度実施計画、報告書並びに評価結果等が、本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

XI その他

- ① 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- ② 本会は、本事業実施期間中に生じた障害、疾病等の事故について、責任を負いません。
- ③ 事業実施期間中、天災地変その他不測の事態等により、採択課題の実施が不可能又は困難となった場合には、当該課題の支援を中止する場合があります。
- ④ 研究拠点形成事業の研究成果の権利の帰属については、各拠点機関が我が国と相手国の法規を遵守して取り決めるものとし、本会は関与しません。拠点機関は知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようになしてください。

XII 連絡先等

- ① 事業内容や募集要項についての問い合わせ
〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
独立行政法人 日本学術振興会
国際事業部 研究協力第一課 拠点交流係
電 話 03-3263-1826/1697(ダイヤルイン)
※9:30～17:30(土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除きます)
E-mail: core-to-core@jsps.go.jp
URL: <http://www.jsps.go.jp/j-c2c/>
- ② 電子申請システムの操作に関する問い合わせ
コールセンター フリーダイヤル 0120-556739
※ 午前 9:30～午後 5:30(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除きます。)

XIII その他の注意事項

① 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

② 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合にはこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

【URL】 http://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1:「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2:オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間(エンバゴ) (※1) 後(例えば6ヶ月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ(※2) 又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開(セルフアーカイブ) (※3) することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料(APC: Article Processing Charge)を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム(リポジトリ)などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外(研究者や所属研究機関)が、ウェブサイト(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

平成30年度中に公募予定のある国際交流事業一覧

(※平成30年6月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施)期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者	
共同研究・セミナー・研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~250万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内 (対応機関により異なる)	共同研究:1~3年 セミナー:1週間以内 (対応機関により異なる)	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者	
	特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	6~24カ月 (派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	研究者	
	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(JRPs-PIRE) (国際企画課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	5年	米国	全分野	未定	研究者	
	国際共同研究事業 欧州との国際共同研究分野における国際共同研究プログラム(JRPs-ORA) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2~3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学	未定	研究者	
	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	数物系科学、化学、工学、農学	予備申請6月、本申請11月	研究者	
	国際共同研究事業 ドイツとの国際共同研究プログラム(JRPs-LEAD with DFG) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	ドイツ	募集回ごとの分野	6月	研究者	
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月(予定)	所属機関または部局長	
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年(再申請は4年)	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長	
研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界の水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長		
	B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	800万円以内/年度	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月			
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	4日間	ドイツ・米国と共催(開催地:日本)	社会科学・自然科学の全分野	12月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者	
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催 参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催 参加者はアジア太平洋・アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストドク研究者	
外国人研究者の招へい事業	外国人研究者招へい事業 (人物交流課)	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
		外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月6月10月1月	受入研究者
		外国人招へい研究者長期 (人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
		外国人招へい研究者短期 (人物交流課)	中堅以上(教授級)の優れた研究業績を有する諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
		外国人招へい研究者短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある諸外国の研究者を我が国に招へいし、受入機関全体の研究活動への助言・協力及び関連するその他の学術研究機関においての講演会等を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航空券)、滞在費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
		論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者

研究拠点形成事業 経費の取扱いについて

1. 事業の実施方法

研究拠点形成事業における研究課題は、コーディネーターが所属する大学等学術研究機関に対して、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が業務委託する方法により実施されます。

研究課題の実施にあたっては、振興会と受託機関との間で、業務の実施にかかる契約（業務委託契約）を締結します。

なお、本事業は、運営費交付金により運営されています。

2. 委託費の使途

委託費は、「研究交流経費」と「業務委託手数料」から成ります。募集要項に記載の「支給額」は、「研究交流経費」のみの金額です。

(1) 研究交流経費

経費費目	主な使 途 目 的	留 意 事 項
外国旅費 国内旅費	当該事業参加研究者の海外・国内出張（研究課題に関する研究遂行、セミナー実施、資料収集、各種調査、研究の打合せ、及び研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）	<p>○旅費の算出について、計算方法、手続き等は、拠点機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。また、効率的な執行を心がけること。</p> <p>○本交流課題参加者以外の者にかかる旅費は原則支出できない。</p> <p>○旅費は当該年度研究交流経費総額の50%以上であること。ただし、各人に滞在費を長期間支給するよりも、ある特定の宿泊施設を年間契約により借り上げて現物支給という形態により「その他」費目から支出することが廉価であると判断した結果、50%を下回る見込みのあるときには予め振興会へ相談すること。</p>
物品費	研究交流に必要な備品・消耗品の購入	○購入した備品は、拠点機関（受託機関）に帰属する。なお、物品費の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。

謝金	研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者にかかる謝金	<p>○ 算出方法、手続き等は、拠点機関（受託機関）が定める規定等に基づくこと。また、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心がけること。</p> <p>○ 次のものには使用できない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究支援補助者等の雇用 ・ 継続的な雇用と見なされるような支出 ・ 本交流課題参加者に対する謝礼
その他	上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において研究遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、飲料・弁当代等、セミナー開催時のレセプション経費）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、本事業の研究成果発表のための会議参加費等）、海外旅行保険料）	○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮のうえ、使用すること。
<p>【研究交流経費で支出できない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物等施設の購入に関する経費 ・ 不動産取得にかかる経費及び拠点機関のオフィス維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等） ・ 研究機関で通常備えるべき物品の購入(机、いす、複写機、事務用パソコン、研究機器等) ・ 研究者及び事務職員の雇用に関する経費 ・ 調査研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・ 業務委託手数料を使用することが適切な経費 ・ その他、事業と直接的な関係が認められないもの 		

(2) 業務委託手数料

本事業の実施にかかる業務遂行に伴い必要となる経費です。

業務委託手数料については、前述の研究交流経費の10%とし、研究交流経費の外額として配分します。なお、使用にあたっては各拠点機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

(3) 消費税

消費税及び地方消費税相当額は内額として配分します。

3. 相手国との経費分担方法

<A. 先端拠点形成型>

本事業の実施については、相手国側学術振興機関等とのイコールパートナーシップに基づく経費相互負担を前提としており、以下に示すパターン1、パターン2の経費負担区分の内から相手国側拠点機関と相談のうえ、いずれか一つを選択して執行することとなります。(なお、執行にあたっては、「2 委託費の使途」に示した使用目的などのルール の範囲内で執行することとなるので十分留意してください。)

【パターン1】・・・日本側研究者の経費は振興会が、相手国側研究者の経費は相手国側学術振興機関等が負担。

費目	機関名	日本学術振興会	相手国側学術振興機関等
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内滞在費	○	×
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内滞在費	×	○
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×
相手国開催セミナー開催経費		×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等		×	×

【パターン2】・・・派遣国が派遣にかかる費用を負担し、受入国が受入にかかる滞在費等を負担する等、対等な経費費目を支出。

費目	機関名	日本学術振興会	相手国側学術振興機関等
日本側研究者の	国際航空運賃	○	×
	相手国内滞在費	×	○
	日本国内旅費	○	×
	研究経費	○	×
相手国側研究者の	国際航空運賃	×	○
	日本国内滞在費	○	×
	相手国内旅費	×	○
	研究経費	×	○
日本国内開催セミナー開催経費		○	×

相手国開催セミナー開催経費	×	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等	×	×

経費負担の基本原則 (A. 先端拠点形成型)

① 共同研究・研究者交流実施場所について

原則として我が国及び相手国における共同研究等の実施を想定していますが、研究上必要なフィールドワークや資料収集の場合には第三国（我が国及び相手国以外）で実施することもできます。

② セミナーについて

セミナーは、我が国又は相手国において実施することが原則ですが、第三国での実施も可能です。その際、セミナーの開催経費は相手国との分担としてください。

第三国からのセミナー講師にかかる国際航空運賃、滞在費、開催国内の移動費は開催国が負担します。

セミナー開催にかかる経費は開催国側が負担します。

③ 相手国間同士の交流について

本事業を、複数の相手国（たとえば我が国とA国とB国）と実施する場合、A国の研究者とB国の研究者との間での交流にかかる経費は、我が国では負担しません。

<B. アジア・アフリカ学術基盤形成型>

費目	支出の可否
日本側研究者の 国際航空運賃	○
相手国内滞在費	○
日本国内旅費	○
研究経費	○
相手国側研究者の 国際航空運賃	○
日本国内滞在費	○
相手国内旅費 注1)	×
研究経費 注2)	○
日本国内開催セミナー開催経費	○
相手国開催セミナー開催経費	○
拠点機関における研究施設の購入及び維持費等	×

注1) 原則として相手国内旅費については、相手国側負担としますが、どうしても相手国側で負担することができない場合は、本会の承認を得て本事業経費から支出することが認められる場合があります。

注2) 研究に要する経費であっても、相手国側への援助目的の支出（現金の贈与、施設・物品の供与など）は認めません。

経費負担の基本原則（B. アジア・アフリカ学術基盤形成型）

① 共同研究・研究者交流実施場所について

原則として我が国及び相手国における共同研究等の実施を想定していますが、研究上必要なフィールドワークや資料収集の場合には第三国（我が国及び相手国以外）で実施することもできます。

② セミナーについて

セミナーは、我が国又は相手国において実施することが原則ですが、第三国での実施も可能です。その際、セミナーの開催経費は原則として相手国との分担としてください。

③ 相手国間同士の交流について

本事業を、複数の相手国（たとえば我が国とA国とB国）と実施する場合、A国の研究者とB国の研究者との間での交流にかかる経費についても本事業経費から支出可能です。

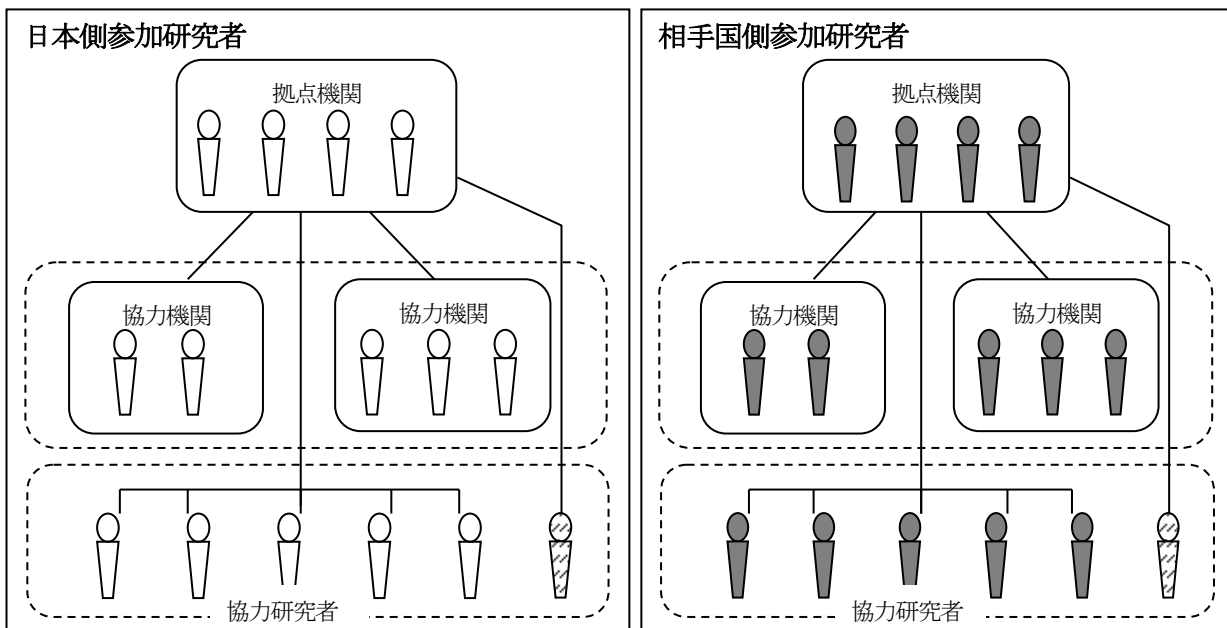
④ 相手国以外の国からの参加研究者について




日本側協力研究者、相手国側協力研究者として参加が認められた場合は、渡航にかかる国際航空運賃及び滞在費を本事業経費から支出可能です。

4. 参加研究者の分類

日本側参加研究者の定義	日本国内	拠点機関所属の研究者
		協力機関所属の研究者
		協力研究者
	相手国以外	相手国以外の研究者で日本側が認めて参加させた者＝「日本側協力研究者」と称する

相手国側参加研究者の定義	A 国内	A 国内拠点機関所属の研究者
		A 国内協力機関所属の研究者
		A 国内の協力研究者
	A 国以外	A 国以外の研究者で A 国側が認めて参加させた者＝「A 国側協力研究者」と称する
	B 国内	B 国内拠点機関所属の研究者
		B 国内協力機関所属の研究者
		B 国内の協力研究者
	B 国以外	B 国以外の研究者で B 国側が認めて参加させた者＝「B 国側協力研究者」と称する



 日本側大学等学術研究機関等所属研究者
  相手国側大学等学術研究機関等所属研究者
  日本及び相手国以外の国の大学等学術研究機関等所属研究者

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

- 双方の事業において重複して研究代表者となることが可能
- △双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可
- ×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

甲欄	乙欄	国際共同研究事業 （共同研究、セミナー）	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム）	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORAプログラム）	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs）	国際共同研究事業 日独共同大学院プログラム	国際共同研究事業 研究拠点形成事業	国際共同研究事業 日中韓フォーサイト事業	国際共同研究事業 若手研究者ワークショップ（ブラジル）
二国間交流事業 （共同研究、セミナー）	△	△	△	△	△	×	×	×	△
国際共同研究教育パートナーシッププログラム（PIREプログラム）	△	—	×	×	×	×	×	×	○
欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム（ORAプログラム）	△	×	—	×	×	×	×	×	○
スイスとの国際共同研究プログラム（JRPs）	△	×	×	—	×	×	×	×	○
日独共同大学院プログラム	×	×	×	×	×	—	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	×	×	×	×	—	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	×	×	×	×	—	×
国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業	×	×	×	×	×	×	×	×	×
若手研究者ワークショップ（ブラジル）	△	○	○	○	○	×	×	×	—

研究資金の適正な使用等について

2016年3月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に対する措置

日本学術振興会平成18年規程第19号「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」に基づき、研究活動の公正性の確保及び研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、研究活動に係る特定不正行為及び研究資金の不正使用等（※1）を行った研究者等（※2）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※2 特定不正行為及び不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

① 特定不正行為に関する措置の対象者

- ・ 特定不正行為に関与したと認定された者。
- ・ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

② 不正使用等に関する措置の対象者

- ・ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
- ・ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者。

① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、当該特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に与える影響等を考慮して定める。

② 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の(1)～(3)において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

(1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金

(2) 前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)(平成26年2月18日改正)対象制度

(3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(3) 関係法令等に違反した場合の取扱い

申請書類に記載した内容が虚偽であった場合や、関係法令・指針等に違反して研究計画を実施した場合には、本会から研究資金を支給しないことや、採択の決定を取り消すことがあります。